

TOPICS

万が一の時、一人で避難することに不安を感じる人は、ぜひ**登録**を！
 日ごろの見守りと災害時の避難支援に役立ってます。



登録の対象となる人

- ▶ 災害発生時に避難情報の入手が困難な人
 - ▶ 避難の判断や避難行動を自らおこなうことが困難な人
 - ▶ 災害時の情報伝達に配慮が必要な人
- など、家族の支援が困難なため、災害時に周囲の人の助けが必要な人です。

登録はどうやってするの？

登録申請書と個人情報共有に関する同意書を市役所（福祉課、高齢福祉介護課、健康推進課、各支所市民福祉課）または社会福祉協議会（各支所含む）に提出をお願いします。

- ▶ 特に支援が必要と思われる人には、あらかじめ市から本制度の案内および申請書・同意書を送付させていただきます。
- ▶ 上記以外の方で登録を希望される人は、申請書・同意書を送付しますので、福祉課（☎6519・FAX641767）へご連絡ください。

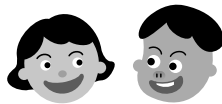
個人情報の取り扱いについて

- ▶ この制度では、登録者の支援に必要な情報を、市、社会福祉協議会、自治会長、避難支援者、民生委員が共有させていただきます。登録者のみなさまには、登録にあたって情報の共有について同意を得ることを前提としています。
- ▶ 情報の共有または情報を開示する際には、この情報を「避難支援・見守り支えあい制度」以外の目的に使用しないことおよび個人情報保護の遵守について、共有者・開示者に誓約をしていただきます。

見守り支援者、避難支援者などについて

登録者の支援については、責任を課すものでなく、善意による地域活動をおこなっていただきたいと思えます。

- ▶ 日ごろから登録者の見守りをお願いします。
- ▶ 避難訓練等の機会を利用し、登録者への情報伝達や避難など、支援体制の確認をお願いします。



▶ お問合せ先 ◀
 福祉課
 市役所東別館1階
 (八幡東町632番地)
 TEL65-6519
 FAX64-1767

TOPICS

地域で支える 避難支援と日ごろの見守り
「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」
 をはじめます

災害の教訓

近年、全国的に風水害などの災害が多発し、多くの人が犠牲になっています。なかでも避難に時間がかかる高齢者などの被災が多いことから、あらかじめ、「高齢者」や「しよがいのある人」への災害情報の伝達体制を整え、災害発生時に円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

このようなことから、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」および「長浜市地域防災計画」に基づき、災害時における要援護者の避難誘導等の支援と日常的な見守り活動を地域において行えるよう、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」を創設しました。

避難支援・見守り支えあい制度とは？

『ひとり暮らしの高齢者』や『重いしよがいのある人』など、日常生活に手助けが必要な人や、避難にあたって支援が必要となる人を、あらかじめ把握（登録）し、災害時などの避難支援を円滑におこなえるよう、地域における日ごろからの見守り体制を整備するものです。



「地震が起きたら、洪水で浸水したら・・・」



「動けなくなったら、誰に助けを求めよう・・・」

などの不安をなくし、安心して暮らしていくための制度です。この制度を通して、支援が必要な人と支援をする人を結びつけ、地域住民がお互いに支え、助け合う地域づくりを目指します。

